

徹底批判！戦争法案

憲法の上に立つ安倍首相

「従来の解釈に固執するな」発言

「国際情勢にも目をつぶって、(国民の安全を守る)その責任を放棄して、従来の解釈に固執するというのはまさに政治家としての責任の放棄だ」

安倍晋三首相は18日の衆院予算委員会でこう言い放ちました。集団的自衛権行使容認の「憲法解釈」変更に対する「憲法違反」との指摘に対し、「解釈改憲は当然だ」「国際情勢に目を向け、憲法は無視しろ」といわんばかりの驚くべき開き直りです。

「必要」に応じて政府が自由に憲法解釈を変えてよいなら、憲法の存在はまったく無意味です。首相の発言は、自らを憲法の上に置き、立憲主義、憲法の最高法規性(98条)と首相の憲法尊重擁護義務(99条)を正面から否定する、独裁政治の姿をあらわにしたものです。

「一線を越えた」

「あなたは近代以前の王様のつもりか？」と問いたいほど。テレビのニュースキャスターも「越えてはならない一線を越えた」(TBS、岸井成格氏、18日夜)と指摘しています。

集団的自衛権の行使容認、戦闘地域での米軍支援など戦争法案の核心が憲法学者によって「憲法違反」と宣告され国民的批判がますます広がっています。中谷元防衛相の「憲法を法律に適応させた(だから合憲だ)」(12日)という違憲答弁も撤回に追い込まれました。解釈変更の根拠となる「国際情勢の変化」の中身を語ることもできず、政府答弁は空転しています。15日の衆院憲法審査会・高知地方公聴会でも6人中5人が「解釈改憲」に反対しました。自民党国会対策委員会は、当分の間、衆参憲法審査会は開かないようにと「指示」を出しました。

追い詰められた

首相発言は追い詰められた状況の反映でもあり、追い込まれてこうした稚拙な発言しか

できないところに、一層深刻な行き詰まりがあります。

憲法学者の違憲宣告（４日）に対しては、高村正彦自民党副総裁が衆院憲法審査会（１１日）に出席して、「最高裁判決で示された法理に従って、自衛のために何ができるのか考え抜く、これを行うのは憲法学者ではなくわれわれ政治家だ」とも述べました。

権力者が憲法破壊の暴政を振るうとき、これとたたかって自由と平和を守るのは主権者・国民の義務です。憲法１２条は「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」と、国民の抵抗権を規定しています。憲法学者はその一翼を担う重要な存在です。

こうした立憲主義の構造がまったく理解できない安倍政権と自民党は、もはやその存在自体が憲法と相いれないものとなりつつあります。

しんぶん赤旗 2015年6月21日(日)

徹底批判！ 戦争法案

陸自 法案先取り

解釈変更で訓練が「戦場」化

戦争法案を先取りする形で、米軍と自衛隊がさまざまな枠組みで実施している共同訓練・多国間訓練が大きく変質しつつあります。

殺し、殺される

陸上自衛隊は今回初めてモンゴルでの共同訓練カーン・クエストに部隊を送り、巡察・検問などの治安維持活動の訓練を行います。

現行のPKO（国連平和維持活動）法でも、「巡回」「検問」などの活動は一定認められていますが、憲法解釈の制約から武器使用権限が「自己防護」に限られていたこともあり、任務実績はありません。

今度の法改定（戦争法案の一部）は、「任務遂行」の武器使用を解禁し、形式上は「停戦合意」があっても戦乱が続く地域で、「殺し、殺される」可能性のある治安維持活動に道を

開くものです。

I S A F（国際治安支援部隊）が展開したアフガニスタンの検問所では銃撃がしばしば発生し、民間人の誤射が相次ぎました。ドイツ軍の場合、アフガン東北部のクンドゥスで車両に発砲し、民間人女性1人と子ども2人を殺害、子ども4人に重軽傷を負わせる事件（2008年8月28日）を起こすなど、検問で民間人の誤射が繰り返されました。

海外紛争に対処

政府は従来、他国防衛を目的とする集団的自衛権行使を前提とした外国との訓練は「憲法の趣旨に反して許されない」（1979年政府見解）としてきました。しかし現場では、この点でもすでに先取りの既成事実化が進んでいます。

陸上自衛隊は7月7日からオーストラリア北部で行われる、米豪共同演習タリスマン・セーバーに初参加します。豪政府によると同訓練は、「中烈度から最高烈度までの戦闘」に備えるもので、日本防衛とは無関係の、海外紛争への対処が主眼の訓練です。

そのため陸自は今回、あくまで水陸両用作戦能力の向上を図るためとして、米海兵隊との「日米共同訓練」という不自然な形で参加。4カ国が参加して米西海岸で行われた大規模な強襲上陸訓練ドーン・ブリッツ13に参加した際も、日本は米国との「共同訓練」の名目で参加しました。

戦争法案では、「重要影響事態」などあらゆる事態で米軍以外の他国軍との共同対処を盛り込んでいます。共同訓練が、安保条約を結んでいないオーストラリア・東南アジア諸国などまで拡大されるとともに、演習中の他国部隊防護まで可能になり、訓練と「戦場」の距離が一気に縮まります。（池田晋）

2015年6月19日(金)

海外派兵「合憲」論 世界に通用しない

志位委員長追及 二つの「根拠」総崩れ

徹底批判！ 戦争法案

戦争法案は、自衛隊の活動地域を従来の「戦闘地域」にまで広げ、これまでできなかつ

た弾薬の提供や武器の輸送など、米軍への軍事支援—「後方支援」を可能にしています。この「後方支援」について、政府は、海外での武力行使を禁止した憲法9条1項に違反しない、合憲だと強弁してきました。その「根拠」にしていた二つの柱が、(1)「自己保存型の武器使用は武力の行使にあたらぬ」(2)「自衛隊の活動は他国の武力行使と一体化しないから憲法違反ではない」というものでした。この二つの「根拠」が、党首討論や衆院安保特別委での日本共産党・志位和夫委員長の追及で総崩れになりました。

「武器の使用」

国際的定義なし

第一の「武器の使用」問題はどうかでしょうか。5月27日の衆院安保特別委で、志位氏の追及に対し、安倍首相は、活動地域を従来の「戦闘地域」まで広げたこと、弾薬の提供や武器の輸送などを行うように変更したことを「そのとおり」と認めました。その際に、自衛隊が攻撃される可能性についても「100%ないと申し上げたことはない」と認めました。

それでも、首相がこだわったのが、「武器の使用は、自己保存型で、正当防衛か緊急避難に限られる」という一線でした。この一線を越えたら、憲法9条が禁じる武力行使にあたることになり、法案が違憲立法だと認めることになるからです。

「武器の使用」と「武力行使」を区別する立場は、PKO（国連平和維持活動）協力法の審議（1991年）で政府が持ち出したものでした。

志位氏は、この「根拠」について、外務省自身が「国際法上、自己保存のための自然権的権利というべき武器の使用という特別な概念や定義があるわけではございません」と回答していることを明らかにし、「武力の行使じゃないという理屈は国際社会では通用しない」と批判しました。

いま問題になっているのは、建前上、停戦合意があり、当事国の受け入れ同意があるPKOでの活動でも、まして国内の駐屯地で攻撃を受けた場合の武器使用でもありません。海外で武力行使をしている米軍を「戦闘現場」の近くまで行って支援している、そのときに攻撃された場合の反撃です。それが武力行使でないという議論はおおよそ通用しません。

「一体化」論

首相は“白旗”

第二の「根拠」、米軍への「後方支援」が「武力行使と一体化しないから憲法違反ではない」という議論はどうか。

この議論も、1990年代はじめの海外派兵法論議で政府が持ち出してきたものです。5月26日の衆院本会議の代表質問で、志位氏が「政府の言う『武力行使と一体でない後方支援』など、世界ではおおよそ通用するものではない」とただしたのに対し、首相は「（一体化論が）世界で通用しないといったご指摘は当たりません」と答弁、「世界で通用する」と豪語していました。

ところが、17日の党首討論では、『他国の武力行使と一体でない後方支援ならば武力の行使とみなされない』という国際法上の概念が存在するのか」という志位氏の追及に、安倍首相は「国際法上の概念ではない」「国際法上、『一体化』論が通ると言ったことは一回もない」と“白旗”をあげ、事実上、自らの答弁を撤回しました。

それもそのはずで、外務省自身、「(一体化論は)日本国憲法との関係で用いられている概念でございます。...国際法上はこのような...概念が存在するわけではございません...、英訳についても確定したものがあるわけではない」(1999年2月の衆院外務委員会、東郷和彦条約局長)と答弁していました。また、集団的自衛権行使を容認するよう答申した首相の私的諮問機関・安保法制懇で唯一の憲法学者だった西修氏も「政府自身が国際的には説明できないと告白している」と指摘していたのです。

首相が自らの答弁を撤回したことで、「武力行使と一体でない後方支援」という議論が国際的に通用しないことが明らかとなり、戦地派兵による米軍への戦闘支援の違憲性が明確となりました。

兵たんは戦闘と一体不可分

そもそも、政府が「後方支援」と呼んでいる活動は、弾薬や燃料の補給、武器、弾薬、兵員の輸送、武器の整備、傷病兵の医療、通信情報などで、もともと国際的には「兵たん」と呼ばれているものです。

志位氏は5月27日の特別委での質問で、米海兵隊教本(教科書)で「兵たんは戦闘と一体不可分である。兵たん活動は軍事活動の不可欠の一部である。兵たんは全ての戦争行動の中心要素である」と記されていることも示しました。

志位氏の追及におされたのか、17日の党首討論では、安倍首相自身、「後方支援」という造語を忘れたようで、「必ず兵たんは狙われるという議論のなかにおいて...」「兵たんというのは極めて重要であり」などと、3回も「兵たん」という言葉を使いました。

同日の報道ステーションでも、中島岳志北海道大准教授が「志位さんが兵たんという言葉を使ったのはただしい」とコメントしていました。

政府の造語	国際法上の概念
「後方支援」	兵たん＝武力行使と一体不可分
「武力行使の一体化」	概念が存在せず
「自己保存型の武器使用」	概念が存在せず

英語に訳せない造語

「後方支援」「武器の使用」「武力行使の一体化」という政府のごまかしに共通しているのは、それぞれの言葉に対応する英語が存在しないことです。

「後方支援」については、新ガイドライン（4月27日）で、そのものずばり「ロジスティクス＝兵たん」と記されています。「後方支援」の訳語は米側にも存在しません。

「武力行使の一体化」については「概念自体が存在しない」とされ、訳語もありません。集団的自衛権の行使容認などを決めた昨年7月1日の「閣議決定」の外務省英訳では「Ittaika」となっています。

「武力の行使」は「Use・Of・Force」ですが、これと区別する「武器の使用」に相当する英語も存在しません。あえて言えば、「Use・Of・Weapon」ですが、そのような言葉は存在しないのです。

安保環境の変容 いつ何が—答弁不能に

「存立危機」事例もあげられず

徹底批判！ 戦争法案

衆院憲法審査会の参考人質疑での憲法学者3氏全員による戦争法案の違憲判定（4日）に慌てた政府の反論見解提出（9日）から1週間。この間の国会論戦で、砂川事件最高裁判決（1959年）や72年の政府見解を根拠にした「合憲論」は次々に破綻が露呈し、最後に残った「安全保障環境の変容」論でも答弁不能に追い込まれています。政府の「合憲論」はもはや総崩れ状態です。（池田晋）

政府の「合憲論」の中核をなすのが、集団的自衛権行使は違憲とした72年政府見解の“読み替え”です。政府は今回、72年見解の「基本的な論理」はそのままでも、「安全保障環境が根本的に変容」したとして、「結論」だけを百八十度転換しています。（図）

「安全保障環境の根本的変容」が解釈変更の唯一の理由であり、“よりどころ”であることは、政府も「端的にいえばそのとおり」（10日、横畠裕介内閣法制局長官）と認めています。

何をもって判断

では、政府はいつから、何をもって「根本的変容」を判断したのか—。この点を突いたのが、日本共産党の宮本徹議員でした（10日、衆院安保法制特別委）。

中谷元・防衛相は、冷戦終焉（しゅうえん）、グローバルなパワーバランスの変化などの世界情勢を答弁。しかし、繰り返し追及した宮本氏に対し、最後まで明確に答弁できませんでした。

では、具体例に照らせばどうか—。この点を、安倍晋三首相が集団的自衛権行使の想定例として言及する中東・ホルムズ海峡の機雷封鎖事案からただしたのが、赤嶺政賢議員です（15日、衆院安保法制特別委）。

封鎖と関係ない

赤嶺氏は、同海峡の機雷封鎖にたびたび言及してきたイラン自身が米国などと対話を進め、前向きな情勢変化が起きていることを指摘。中谷防衛相はここでも、過激組織ISの拡大などの中東情勢を挙げたものの、「このような変化がただちにホルムズ海峡に悪影響を及ぼす危険があるわけではない」と述べ、海峡封鎖と関係ないことを認めました。

いざ具体論を突きつけられると答弁不能に陥る政府の姿勢は、今回の憲法解釈変更が現実世界と乖離（かいり）して組み立てられた“机上の空論”であることを改めて浮き彫りにしました。

「そもそも自分の国が攻撃されていないのに、他国が攻撃されて存立が脅かされた国の

実例が世界にあるのか」一。宮本氏の追及に、岸田文雄外相は「いま確認するものがない」と後日回答する方針を示しました。

何が「根本的変容」か、いつ「変容」したのか、そして実例も何も示せないなら、宮本氏が指摘したように「それこそ（何のためにつくる法律かという）立法事実がない」ということになります。

「安全保障環境の変容」を理由にした憲法解釈の変更	
1972年政府見解	6月9日の政府見解
国の存立を全うするための自衛の措置は、外国の武力攻撃から国民の諸権利を守るための必要最小限度のみ許容 →集团的自衛権は違憲	他国に対する武力攻撃の発生であっても日本の存立が脅かされることがありうる →集团的自衛権も合憲

2015年6月10日(水)

違憲論噴出に破綻済み議論

砂川事件判決は集团的自衛権 論ぜず

徹底批判！戦争法案

砂川事件（1957年、東京都内）は、日米安保条約による米軍駐留の合憲性が問題とされたのであり、集团的自衛権の行使の可否は問題となっていません。その最高裁判決（59年12月16日）は、「わが国がその平和と安全を維持するために他国に安全保障を求めるときをなんら禁ずるものではない」と述べています。日本に対する武力攻撃で発動される個別的自衛権を前提に、在日米軍によってこの「自衛権」を「補完」することが認められるかどうか、問題の中心でした。

もともと「論点」になっていない「集团的自衛権の行使」について、それが憲法で認められているという根拠を同判決に求めるのは、まさに牽強附会（けんきょうふかい）、無理なこじつけ以外の何ものでもありません。

実際、同判決の4カ月後、岸信介首相（当時）は「密接な関係にある国が武力攻撃をされた場合に、その国まで出かけて行ってその国を防衛する集团的自衛権は、日本の憲法上は、日本は持っていない」（1960年3月31日、参院予算委）と答弁しました。その後、

「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」という政府解釈が確立したのです。

破綻した議論をひたすら根拠とするしかないところに、政府・与党の追い詰められた姿があります。

同じ見解で反対の結論

政府・与党が砂川判決と「軌を一にするもの」とするのが、1972年政府見解です。同見解はその結論で「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」としていますが、昨年7月1日の「閣議決定」では、この見解をもとに百八十度逆の結論を導きました。

昨年の与党協議で自民党の高村正彦副総裁は、「政府見解のなかには法理の部分と、最後の段階でそれをあてはめて、集団的自衛権がだめという部分がある」（昨年6月13日）とし、「法理論」は正しいが、結論の導き方が間違っていると主張しました。「法理」と「結論」を分離し、法理に「新しい情勢の変化」を当てはめて、まったく逆の結論を導いたのです。

しかし72年見解は、(1)外国の武力攻撃で国民の権利が覆される場合に初めて武力行使は許される⇒(2)憲法のもとで許される武力行使はわが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合（個別的自衛）に限られる⇒(3)だから、他国に対する武力攻撃しかない集団的自衛権の行使は許されない、とするものです。(1)(2)(3)は一体不可分で、勝手に切り離し、結論だけを逆転できるものではありません。

現在も集団的自衛権行使について批判の論陣をはる元内閣法制局長官の宮崎礼壹氏は法制局第一部長当時、集団的自衛権の行使は「憲法第9条のもとで、その行使が許容される根拠を見いだすことができない」（2003年6月2日、参院武力攻撃事態特別委）と明言しています。この宮崎答弁の立場は、04年6月18日に政府答弁書として閣議決定されています。

新3要件も許されない

また、72年見解をまとめた当時の吉國一郎内閣法制局長官は、同見解提出直前に、「非常に緊密な関係にあってもその他国が侵されている状態は、わが国の国民が苦しんでいるところまではいかない。非常に緊密な関係にある国でも、その国の侵略が行われ、さらにわが国が侵される段階になり、侵略が発生したならば、やむを得ず自衛の行動をとることが、憲法の容認するぎりぎりのところ」（72年9月14日、参院決算委員会）と明確に答

弁。今日の「新3要件」のような場面でも集団的自衛権の行使は許されないと述べているのです。

砂川判決も72年見解も、集団的自衛権行使を容認する根拠にならないことは明白です。
(中祖寅一)

2015年6月10日(水)

「違憲」宣告で安倍政権が弁明するが…

72年政府見解、最高裁砂川判決 破綻済み主張くり返す

徹底批判！ 戦争法案

戦争法案は「憲法違反」との指摘が相次いだことを受け、安倍政権は8～9日にかけて、法案の「合憲」性に関する弁明を相次いで表明しました。いずれも破綻済みの主張の焼き直しにすぎません。戦争法案の国会審議開始から2週間でこのような弁明をせざるをえないこと自体、安倍政権が追い詰められていることを示しています。(関連記事)

政府は9日、野党側の求めに応じて、集団的自衛権行使を容認した「武力行使の新3要件」と、「集団的自衛権の行使は憲法違反」としてきた従来の政府見解との「論理的整合性」に関する文書を国会に提出しました。

文書は1972年の政府見解を引用。同見解は、「国の存立を全う」するための自衛の措置を認めているものの、集団的自衛権の行使は「憲法上、許されない」と結論づけています。9日の政府見解は、「安全保障環境の変化」を理由に、この「結論」だけを変更して集団的自衛権の行使を容認した昨年7月の「閣議決定」の内容を丸写ししました。

しかし、4日の衆院憲法審査会で、自民推薦の長谷部恭男氏が、まさに結論だけを変えた点について「従来の政府の論理で説明できない」と指摘しているにもかかわらず、これについての具体的な見解は何も見られませんでした。

また、安倍晋三首相は8日のドイツ・エルマウでの記者会見で、1959年12月の最高裁判決(砂川判決)が、やはり「国の存立を全うするために必要な自衛の措置」を取ることを認めていることをあげ、新3要件に「憲法の基本的な論理は貫かれている」と弁明しました。

しかし、最高裁・砂川判決の趣旨は、「安保条約にもとづく米軍駐留は違憲」とした59年3月の東京地裁判決（伊達判決）を覆し米軍駐留を「合憲」としたことにあります。また、最高裁判決では個別的自衛権について認めていますが、集団的自衛権の行使については何ら言及していないことは、当時の林修三法制局長官をはじめ、法曹界の一致した見解です。

憲法学者から「違憲」の宣告がされたため、「最高裁判決」の権威に頼るしかなくなった形ですが、それも成り立たないことは明瞭です。

砂川判決 米軍の駐留は違憲であるとした東京地裁判決（伊達判決）を不服として、日米両政府が最高裁へ跳躍上告し、破棄した判決（59年12月）。57年7月に米軍立川基地（旧砂川町、現・立川市）の拡張に抗議するデモ隊の一部が基地内に立ち入ったとして、日米安保条約に基づく刑事特別法違反容疑で起訴された「砂川事件」について争われました。

2015年6月8日(月)

徹底批判！戦争法案

憲法の上に法案をおく 中谷防衛相の逆立ち答弁

「安全保障法制はどうあるべきか与党で議論をいただき、現在の憲法をいかにこの法案に適応させていけばいいかという議論を踏まえ（法案の）閣議決定を行った」

中谷元・防衛相の国会答弁に「本末転倒だ」と糾弾する声が広がっています。

衆院憲法審査会（4日）に参考人として出席した憲法学者3氏全員が戦争法案を「違憲」と断じたのを受け、5日の衆院安保法制特別委で民主党議員が政府に同法案撤回を迫りました。これを拒否した中谷防衛相の答弁が、“憲法を法律に合わせた”“だから違憲ではない”という「適応」発言で、異様な逆立ちぶりに批判が集まっています。

一部報道や速記録では「適用」と読み取っていますが、憲法を法案に“あてはめる”という点では「適用」であろうと同じです。「適応」では、憲法の上に法案を置く立場がより露骨です。

「本音」を吐露

法案ありきで憲法解釈をねじ曲げたという“本音”を中谷氏が吐露したものの。大臣に課せられた、憲法尊重擁護義務（99条）に反する重大発言です。

中谷答弁の意味するところは、(1)集団的自衛権行使や戦地派兵で米軍への軍事支援を密接・積極的に進める必要がある（政策判断）→(2)そのための自衛隊活動の根拠となる法整備を進める必要がある（法整備の必要性）→(3)憲法9条「改正」が必要となるが世論の抵抗が強くすぐの実現困難→(4)憲法「解釈」を変更し法案を可能とするということです。

実際、昨年7月に強行した集団的自衛権行使容認の「閣議決定」では、国際社会の安定に「これまで以上に積極的に貢献する」として、「切れ目のない対応を可能とする国内法整備」を進めるため「憲法解釈変更」を宣言していました。中谷答弁は、この安倍政権の「改憲精神」を忠実に吐露したものでもあります。

憲法98条は、「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」とします。これに逆行する、まさに権力者による憲法破壊のクーデターに等しい中谷発言です。

違憲発言敵視

戦争法案とりまとめの与党協議座長を務めた高村正彦自民党副総裁は、憲法審査会での「違憲」発言に対し、「憲法学者は9条2項の字面（じづら）に拘泥（こうでい）する」（5日）と憲法学者の意見を敵視しました。

しかし憲法9条2項の戦力不保持の規定にてらし世界中で米国の戦争に参加、協力するのが無理だというのは当然です。高村発言は「憲法の言葉を見做しろ」と言うに等しいもので立憲主義破壊の極みです。

改めて憲法破壊のクーデターという本質を浮き彫りにした中谷答弁。これに追随する高村発言。主権者国民による憲法擁護のたたかいはさらに燃え広がります。（中祖寅一）

2015年6月7日(日)

徹底批判！戦争法案

インド洋“出撃”途上に自殺 07年 隊員の犠牲 新たに判明

“戦死の備え” 法案で現実味

インド洋・イラク派兵の自衛官54人が自殺—。戦争法案を審議する衆院安保法制特別委員会（5月27日）で、日本共産党の志位和夫委員長に対する防衛省の答弁は、大きな衝撃を与えました。ただ、ここでは触れられなかった深層があります。

（竹下岳）

「54名が帰国後の自殺によって亡くなられております」。防衛省の真部朗・人事教育局長は同日の委員会で志位氏にこう答弁していますが、その真偽を疑わざるをえない、1冊の報告書があります。

「協力支援活動等実施報告」（2007年1月22日付）。テロ特措法に基づき、米軍の「対テロ」戦争を支援するためインド洋で他国艦船への洋上給油などを行った海上自衛隊第6護衛隊が作成したもの。本紙の情報公開請求に対して、防衛省が一部開示しました。

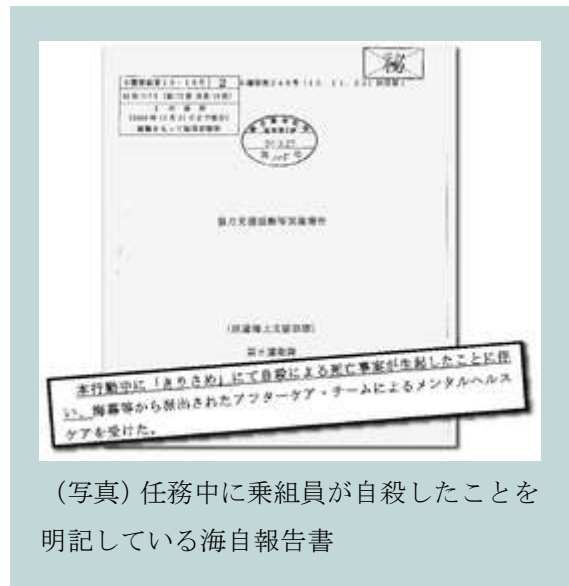
それによれば、インド洋に向けて07年7月13日に佐世保基地（長崎県）を出港した護衛艦「きりさめ」艦内で同月30日、「乗員の死亡事案が発生」していたのです。

「死亡事案」とは何か。同報告書は「本行動中に『きりさめ』にて自殺による死亡事案が生じた」と明記しています。つまり、「帰国後」どころか、“出撃”中に自殺者が発生していたのです。

では、この「事案」は、防衛省が答弁した自殺者「54名」に含まれているのか。同省に問い合わせましたが「故人の特定につながるので、詳細は差し控える」として、回答を拒みました。

ただ、ここでの問題は、答弁の真偽を問うことではありません。

報告書によれば、死亡事案が発生した翌日、「きりさめ」は隊を分離し、8月1日、「御遺体を日本へ輸送するため」、ある港に停泊した後、3日までに先任部隊から任務を引き継いだとしています。つまり、乗組員の自殺という痛ましい事件が起こっても、予定通り「対テロ」戦争支援を開始したのです。対米支援最優先の非情さを痛感させられます。



（写真）任務中に乗組員が自殺したことを明記している海自報告書

もう一つ注目されるのは、報告書が、「きりさめ」艦内には線香もなく、十分な弔意を示すことができなかったことを挙げ、こう記していることです。

「今後、海外へ派遣される部隊の司令部等においては、乗員が何らかの形で死亡する場合に備え、必要物品の搭載をしておくべきと痛感した」—。ここで提起された“戦死”への備えが、戦争法案で一気に現実味を帯びることになります。

自衛隊員の犠牲 「戦闘現場」リスク拡大

テロ特措法に基づく自衛隊の洋上給油は、米国による地球規模の「対テロ」戦争の一角をなすものでした。

ただ、その活動は現に戦闘が行われておらず、活動の実施期間中を通じて戦闘が行われない「非戦闘地域」に限られていました。少なくともインド洋に限って言えば、死者の発生自体、想定していなかったことが、「きりさめ」死亡事案から浮かび上がってきます。

しかし、戦争法案で自衛隊は「戦闘地域」に踏み込み、現に戦闘が行われる「戦闘現場」の近くで米軍への輸送・補給などの支援を行います。戦闘による死傷に加え、任務拡大に伴う隊員の肉体的・精神的負担の増大で、自殺リスクの拡大も予想されます。

日本共産党の志位和夫委員長は5月27日の衆院安保法制特別委員会で、こう追及しています。「自衛隊の活動領域を広げたら、(自殺の問題が)もっと深刻になる」

自衛官トップの統合幕僚長を務めた斎藤隆氏は5月26日、日本記者クラブでの記者会見で、戦争法案に賛成の立場から、こう述べています。

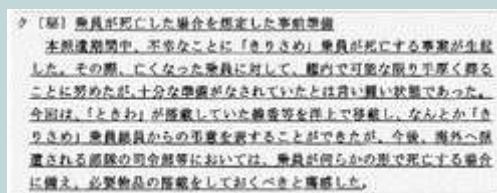
「国家国民に対して、戦死者にどう向き合うか、そろそろ考えておく必要があるだろう。(戦死)ゼロということはありません」「国家に殉じた人たちの合祀(ごうし)の問題をどうするか、考える必要がある。この問題は、(1991年のペルシャ湾)掃海のころから、すでに始まっていた」

国民が「戦死」を冷静に受け止め、国はその弔いまで決めておけ、という発言です。

自衛官は任官の際、「事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に努める」ことを宣誓します。

ただし、その前段に「日本国憲法及び法令を遵守(じゅんしゅ)」するとの文言がありません。

国会で憲法学の権威がこぞって「違憲」と断じた(4日、衆院憲法審査会)戦争法案に基づき、国民の生命や平和な暮らしとは無縁の米軍の戦争支援のために、末端の自衛隊員の心と体、そして命を犠牲にさせられる—。こんなことが、許されるはずがありません。



「戦」 隊員が死亡した場合を想定した事前準備
本航路航行中、不幸なことに「きりさめ」乗員が死する事案が生じた。その際、亡くなった乗員に対して、艦内で可能な限り丁寧な弔意を示すことが求められたが、十分な準備がなされていなかったと評価された。今回は、「よきわ」が搭載していた線香等を洋上で搭載し、なんとか「きりさめ」乗員からの弔意を示すことができたが、今後、海外へ派遣される部隊の司令部等においては、乗員が何らかの形で死亡する場合に備え、必要物品の搭載をしておくべきと痛感した。

(写真) 隊員死亡への備えを求めたインド洋派兵部隊の報告書

徹底批判！ 戦争法案

I S A F (国際治安支援部隊)型への派兵 否定しない首相

アフガン派兵が現実となる恐れ

形式上は「停戦合意」が存在しても、戦乱が続く国に自衛隊を派兵するのか。戦争法案の重大論点の一つです。

日本共産党の志位和夫委員長は5月28日の衆院安保法制特別委員会

で、アフガニスタンで治安維持活動などを行ってきたI S A F (国際治安支援部隊)のような活動に自衛隊を参加するのかとたどしました。安倍晋三首相は否定しませんでした。志位氏は「きわめて重大だ」と指摘します。それは、戦争法案によって、アフガン派兵が現実のものになりかねないからです。

治安維持のはずが

2001年9月の米同時多発テロを受け、米国は「対テロ」戦争＝「不朽の自由」作戦(O E F)を開始してタリバン政権をせん滅しました。

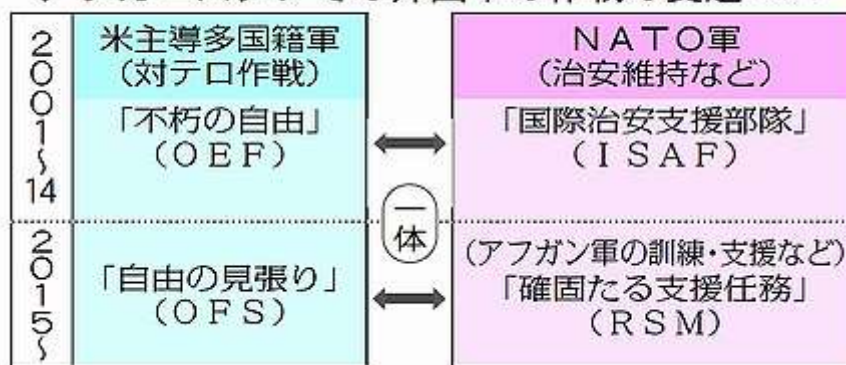
同年12月、国連安保理決議1386に基づき、I S A Fが活動を開始。N A T O (北大西洋条約機構)が指揮を執り、治安維持任務などを行ってきました。しかし、米軍主導のO E Fとこん然一体になり、戦闘に巻き込まれて約3500人もの戦死者が出ました。

米軍やN A T O軍は戦況悪化に伴う泥沼から抜け出そうと、14年末にいったん、活動に区切りをつけます。

安倍首相は「I S A Fはすでに活動を終了しており、新たな基準に基づいて再評価を行うことは困難」と答弁しています。しかし、過去の問題ではありません。

米軍はO E Fを「自由の見張り」作戦(O F S)に切り替えて現在も継続。N A T Oも昨年12月の国連安保理決議2189に基づき、アフガン軍の訓練・支援を行う「確固たる支援任務」(R S M)を開始しました(表1)。2月末現在で40カ国・約1万3千人が

アフガニスタンでの外国軍の作戦の変遷 表1



派兵し、すでに戦死者が出ています。(表2)

戦争法案では、PKO(国連平和維持活動)法を改定して「非国連統括」型の活動への参加に道を開きます。安保理決議に基づいているが、国連主導ではない。ISAFやRSMは、これに該当します。

過去にも米が打診

実は、米国は07年から08年にかけて、日本にもアフガン派兵を打診。当時の自公政権はISAFの一部であるPRT(地方復興チーム)への参加を具体的に検討しましたが、衆参「ねじれ国会」で厳しい状況に追い込まれ、見送りました。戦争法案がなくても米国の要求に基づいてISAF参加を具体的に検討していたのですから、再び米国からアフガン派兵を要求されれば、今度はいよいよ断れなくなります。

多数の死傷者生む

アフガンでは武装勢力タリバンが勢力を拡大し、戦闘が激化。UNAMA(国連アフガニスタン支援団)によれば、今年1月～3月の民間人死傷者は1810人に上りました。

一方、アフガン軍支援のRSMに徹しているNATO軍も首都カブールで2月26日、兵士1人が銃撃で戦死。米軍は約6800人を派兵し、「対テロ」作戦とアフガン軍支援を兼務しています。4月8日、東部ジャララバードで警護任務中に銃撃を受け、陸軍兵士1人が戦死しました。まだ22歳でした。(竹下岳)

アフガニスタン「確固たる支援任務(RSM)」 参加国一覧 表2

アルバニア	42	ドイツ	850	ポーランド	150
アルメニア	121	ギリシャ	4	ポルトガル	10
オーストラリア	400	ハンガリー	97	ルーマニア	650
オーストリア	10	アイスランド	4	スロバキア	39
アゼルバイジャン	94	アイルランド	7	スロベニア	7
ベルギー	43	イタリア	500	スペイン	294
ボスニア	53	ラトビア	25	スウェーデン	30
ブルガリア	110	リトアニア	70	マケドニア	38
クロアチア	91	ルクセンブルク	1	トルコ	503
チェコ	222	モンゴル	120	ウクライナ	10
デンマーク	160	モンテネグロ	15	イギリス	470
エストニア	4	オランダ	83	アメリカ	6839
フィンランド	80	ニュージーランド	8	計	1万3195
ジョージア	885	ノルウェー	56		

(NATOウェブサイトから) 数字は派遣人数(2月末現在)

2015年6月3日(水)

徹底批判！ 戦争法案

武器使用 定義も実態も武力行使

戦争法案の違憲性明確に

日本共産党の志位和夫委員長が5月27、28両日に衆院安保法制特別委員会で行った質問では、戦争法案の違憲性・危険性が全面的に解明され、新たな事実も明らかになりました。(竹下岳)

その一つが、「武器の使用」と「武力の行使」を区別するという長年の政府見解に関して、「国際法上、軍隊による武器の使用」という特別な概念

「武器の使用」と「武力の行使」に関する外務省の提出資料から(下線は外務省が記入)

●参院PKO特別委員会(1991年12月6日)

立木洋(日本共産党) 軍事活動の中で生じた武器の使用というのは、国際法上これはすべて武力の行使なんです。これを武器の使用と武力の行使が全く相入れない頂上で切り離されているかのように主張するのは全くのナンセンスなんです。…

柳井俊二(条約局長) 国際法上、軍隊による武器の使用(注)という特別な概念や定義があるわけではございませんけれども、軍隊による武器の使用が直ちに国際法上問題となる武力の行使に当たるものではないと考えます。

(注) ここで言及している「武器の使用」は、我が国国内法上の「いわば自己保存のための自然権的権利というべきもの」を含む。

や定義があるわけではない」ことを、外務省が公式に認めたことです(別項)。これは、歴代政権が進めてきた海外派兵の“正当性”を否定し、地球規模で米軍の戦争に参加しようとする戦争法案の根幹を揺るがす重要な事実です。

戦後初の海外派兵法であるPKO(国連平和維持活動)法案審議の最中である1991年9月21日、政府は、自衛隊がPKOに参加した場合の「武器の使用」について、憲法9条1項で禁じている「武力の行使」と区別される概念である—との見解を衆院PKO特別委員会に提出しました。

同見解は、「自己防護」のための武器使用は「自己保存のための自然権的権利」であり、そのための必要最小限度の武器の使用は「武力の行使には当たらない」と結論づけています。この見解は、その後の海外派兵法に踏襲されました。

しかし、この議論は国際的に通用しません。「武力の行使」は英語で「Use of force」ですが、国連PKOの武器使用基準を定めた「交戦規則」(ROE)を見ても、「自己防護」に該当する活動での武器の使用を含めて、すべて「Use of force」と表記されています。

外務省資料が引用している、日本共産党の立木洋参院議員(当時)と政府委員のやりとりでも、その点は明らかです。

加えて外務省は、政府答弁に「ここで言及している『武器の使用』は、我が国国内法上の『いわば自己保存のための自然権的権利というべきもの』を含む」と、わざわざ注書きをつけています。

つまり、「自己防護」のための武器使用だと自分たちが考えていても、「武力の行使」と

区別できる国際法上の根拠はないと明確に認めたのです。

安倍晋三首相は海外での武力行使＝いわゆる海外派兵は「一般的に禁じられている」と言います。一方で首相は志位氏の追及に、自衛隊が戦争法案に基づいて「戦闘現場」近くまで派兵して攻撃を受け、「武器の使用」をする可能性を認めました。(5月27日)

外務省見解に照らすならば、この場合の「武器の使用」は、「武力の行使」と区別することはできず、憲法9条が禁じる海外での武力行使にならざるをえません。

「武器の使用」はフィクション

安倍首相に集団的自衛権行使容認や海外での武力行使を提言した「安保法制懇」のメンバーである村瀬信也氏は、国連が行う「武力の行使」(Use of force)は、自衛権に基づく「武力の行使」とは異なる「武器の使用」(Use of weapons)とすべきとの議論を展開しています。

しかし、そのような議論は国際的にも、国内でも圧倒的少数です。インターネット検索サイト・グーグルで「Use of weapons」を検索すると、同名の小説の題名がヒットしました。「武器の使用」はフィクション、といったところでしょうか。